

7. 司書教諭課程履修要項

●司書教諭課程

司書教諭課程とは、学校図書館法（昭和28年、法律185号）に定められた「司書教諭となる資格を得るための課程を履修するコース」です。司書教諭とは、学校図書館法第5条の規定に基づいて設けられている（小、中、高）学校図書館に従事する専門職員のことです。履修資格として、「教育職員免許状を有する者又は卒業時に教育職員免許状取得見込みのある者」であることが必要です。

●司書教諭課程科目

法令による司書教諭課程科目は次表の通りです。

学校経営と学校図書館	<2>
学校図書館メディアの構成	<2>
学習指導と学校図書館	<2>
読書と豊かな人間性	<2>
情報メディアの活用	<2>

<> 内は法令による単位数

●協定校において履修する場合

1. 本学学生は、清泉女子大学と聖心女子大学との協定により、清泉女子大学で開講される司書教諭課程科目を、科目等履修生の身分で履修できます。清泉女子大学の履修カリキュラムの指導に従ってください。司書教諭課程履修費、科目等履修料、単位認定料、修了証書交付費等は、清泉女子大学の規定に従います。司書教諭課程の履修を希望する者は、ガイダンスに必ず出席してください。ガイダンスの日時場所等は掲示します。
2. 司書教諭課程関係科目の申込みは、学部2～4年次生が対象となります。
3. 司書教諭課程修了証書は、文部科学省初等中等教育局から交付されますが、清泉女子大学等を経由して申請するので、交付時期は申請手続き後1年間かかる予定です。手続き方法、手数料等についてはガイダンスで説明します。

●その他

司書教諭課程一般に関する連絡事項は、Sophieの掲示板に掲示します。

8. 司書課程履修要項

●司書課程

司書課程とは、図書館法に定められた「司書となる資格を得るための課程を履修するコース」です。司書とは、図書館法第4条に規定されている、図書館において専門的職務に従事する職員のことです。

●司書課程科目

法令による司書課程科目は次の通りです。

<2012年度以降>

区分	科目	区分	科目	
必修	生涯学習概論	<2>	図書館基礎特論	<1>
	図書館概論	<2>	図書館サービス特論	<1>
	図書館制度・経営論	<2>	図書館情報資源特論	<1>
	図書館情報技術論	<2>	図書・図書館史	<1>
	図書館サービス概論	<2>	図書館施設論	<1>
	情報サービス論	<2>	図書館総合演習	<1>
	児童サービス論	<2>	図書館実習	<1>
	情報サービス演習	<2>		
	図書館情報資源概論	<2>		
	情報資源組織論	<2>		
	情報資源組織演習	<2>		
			選択	

<> 内は単位数

- ① 司書となる資格を得るためには、上表の必修のすべての科目の単位および選択の科目の単位のうちから2科目2単位以上、計13科目24単位以上を修得しなければならない。
- ② 2010年4月1日から施行された図書館法施行規則の一部を改正する省令により、2012年4月1日以降、新課程において図書館に関する科目を履修する場合、各司書課程養成機関の指導に従うこと。

●協定校において履修する場合

1. 本学学生は、清泉女子大学と聖心女子大学との協定により、清泉女子大学で開講される司書課程科目を、科目等履修生の身分で履修できます。清泉女子大学の履修カリキュラムの指導に従ってください。司書課程履修費、科目等履修料、単位認定料、修了証書交付費等は、清泉女子大学の規定に従います。司書課程の履修を希望する者は、ガイダンスに必ず出席してください。ガイダンスの日時場所等は掲示します。
2. 司書課程関係科目の申込みは、学部2～4年次生が対象となります。
3. 司書課程に定める所定の単位を修得した者には、図書館法施行規則第5条第1項第2号により清泉女子大学長から卒業時に修了証書が交付されます。

●その他

司書課程一般に関する連絡事項は、Sophieの掲示板に掲示します。